

# 「困ったなあ」

「答えます」

佐々木知子の法律相談



佐々木知子  
ささき ともこ  
弁護士  
帝京大学名誉教授

## 離婚後の子供とお金のこと、 どう整理すればいいでしょうか。

妻と離婚することについて、ご相談です。  
互いに地元国立大学を卒業後、中央省庁に勤めました。なんとなく付き合い始め、結婚を意識したことはなかったものの、いわゆる「できちゃった婚」をしたのが11年前。子供は男の子で、私たちは共に40歳です。  
妻は医学部出身で、私に特に相談することもなく、2年前前に職場を辞めて、医師になりました。常勤ばかりかアルバイト先もいくつもあるようですが、よく分かりません。国家公務員としての収入はほぼ同じでしたが、今は当然ながら妻の方が多はずです。それでも相変わ

らず、官舎賃料が私の口座から落ちるのはともかく、光熱費も私、子供の塾その他で個別に請求があると必ず私に回ってきます。食事は総菜を買うか外食か。妻は外に出るのが好きで、山登りその他、人に誘われてよく出掛けます。基本的に夫婦別に行動するので、変わった夫婦だとの自覚は私にもあります。不満はあっても妻には率直に言いたい雰囲気があり、子供もいるし、こうした生活を続けてい

くのだろうと思っていました。ところが妻から急に、「私たち一緒にいる意味がないし、もう別れない? 間もなく共同親権になるし」と言われたのです。どちらと暮らすかは子供が自由に選べばいい、共働きなので互いの預貯金はそのまま、慰謝料はないし、簡単だと。そんなものでしょうか。  
しかしなにか釈然としません。どう思われますか?

## 互いの口座を開示して 財産分与額を決めるべきだと思います。

夫婦や家族はそれぞれ違うので、いくら変でも、互いにそれで納得していれば他人がどうこう言うことではないのですが、一方が共同生活をする気をなくせば難しいですね。  
たしかに令和8(2026)

年春以降、離婚後も共同親権になります。監護者は別で、子供との同居親に別居親が養育費を払うのは同じです。子供が住む所を定期的に変える形態もあります。養育費の問題はついて回ります。お子さんの考えもある。希望を聞いてみないといけません。どちらが監護者になるにしても、養育費のことはきちり決めて、きちんと履行してもらわなければいけません。お聞きする限り、奥さまにはあまり金銭感覚がなさそうなので、決めておいても履行してくれるかどうか分かりませんが、ご相談者は調停などに持ち込む気はきつくないですね。  
慰謝料が互いにゼロというのはその通りです。不倫やDVなどがあれば慰謝料が発生します



が、たいてい理由である「性格の不一致」ではゼロなのです。気になったのは、それぞれの口座はそのまま済ますとの点です。婚姻11年間で形成された夫婦の財産は、その名義を問わず、離婚の際の財産分与の対象となります。除かれるのは各婚姻前の財産と、相続など別途に取得した財産のみ。その総計額(株なども含む)の各半分が各自の取り分になるので、恐らくご相談者が奥さまから払ってもらうことになるのでは? (財産分与は無税)。もともと奥さまは個人の趣味などで結構な額を使っていて、口座にあまり残っていないかもしれませんが、消

費済みのものは仕方なく、婚姻解消時にある額が基本となります。つまり、互いの口座を開示して財産分与額を決めるべきだと思います。収入に同じ額を互いに話し合っって入金し、賃料や光熱費など夫婦の共同生活費がそこで一括して落ちるようにしていくように思います。